

おわりに

—ゲノム情報を有効に活用可能な世の中をめざして—

わが国のゲノム医療実現推進協議会はゲノム医療を以下のように定義しています。ここでは、症状や病気を有する人に対してゲノム情報に応じた治療を提供することはもちろんのこと、予防や発症予測など、症状を有しない人や病気を発症していない人に対する医療も含まれています¹⁾。

「ゲノム医療」とは、個人の「ゲノム情報」をはじめとした各種オミックス検査情報をもとにして、その人の体質や病状に適した「医療」を行うことを指す。具体的には、質と信頼性の担保されたゲノム検査結果等をはじめとした種々の医療情報を用いて診断を行い、最も有効な治療、予防及び発症予測を国民に提供することを言う。

ゲノム医療実現推進協議会：中間とりまとめ、平成27年7月
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/genome/pdf/h2707_torimatome.pdf) より引用。

わが国では「全ゲノム解析等実行計画2022」にもとづき、全ゲノム解析（⇒8章）の診療導入に向けたデータ収集や、患者・国民への還元に向けた体制構築の検討が進められています²⁾。国民の一人ひとりが自ら保持する遺伝情報の意義を理解して病気の予防や治療に役立てるためのしくみを育むことで、「誰一人取り残さない」社会体制をめざすことが求められます。

わが国では1958年に新しい国民健康保険法が制定され、1961年より「国民皆保険制度」といわれる公的医療保険制度を採用しています。半世紀以上続いてきた国民皆保険制度はわが国の健康・福祉の向上におおいに貢献してきました。一方で健康保険法上は、以下のように「疾病や負傷」した人のみが療養の給付対象とされています。

被保険者の**疾病又は負傷**に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

健康保険法第63条より抜粋。

しかしながら今後は個人が病気に罹患する前からゲノム情報を手にする時代になることは確実です。英語で“Prevention is better than cure”とか“Prevention is better than treatment”という言葉があり、日本語では「予防は治療にまさる」「予防にまさる治療は



なし」あるいは「転ばぬ先の杖」などと意識されます。これらの言葉のように、ゲノム情報に応じた病気の予防が可能な時代に入っています。すなわち、未発症の段階からの支援、予防医療が可能になる社会の整備が必要となってきます。

最後に、遺伝情報は誰のものであるかをもう一度考えてみましょう。遺伝情報は本人のものですが、本人だけのものではありません。遺伝情報・ゲノム情報は正しく理解して、当事者と医療者どうしの間、医療者どうしの間、血縁者間、国際間（データシェアリング）で安全に共有することで、本人だけでなく血縁者の診断、予防、治療にも最大限の力を発揮します。一人ひとりが自分の遺伝的な特徴を知ること、それを自らの強みとする。ゲノム医療は究極の地域医療であり家庭医療であるといえます。

2024年6月

平沢 晃

●引用文献

- 1) ゲノム医療実現推進協議会：中間とりまとめ。平成27年7月（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/genome/pdf/h2707_torimatome.pdf）
- 2) 厚生労働省：全ゲノム解析等実行計画2022。令和4年9月30日（<https://www.amed.go.jp/content/000115650.pdf>）